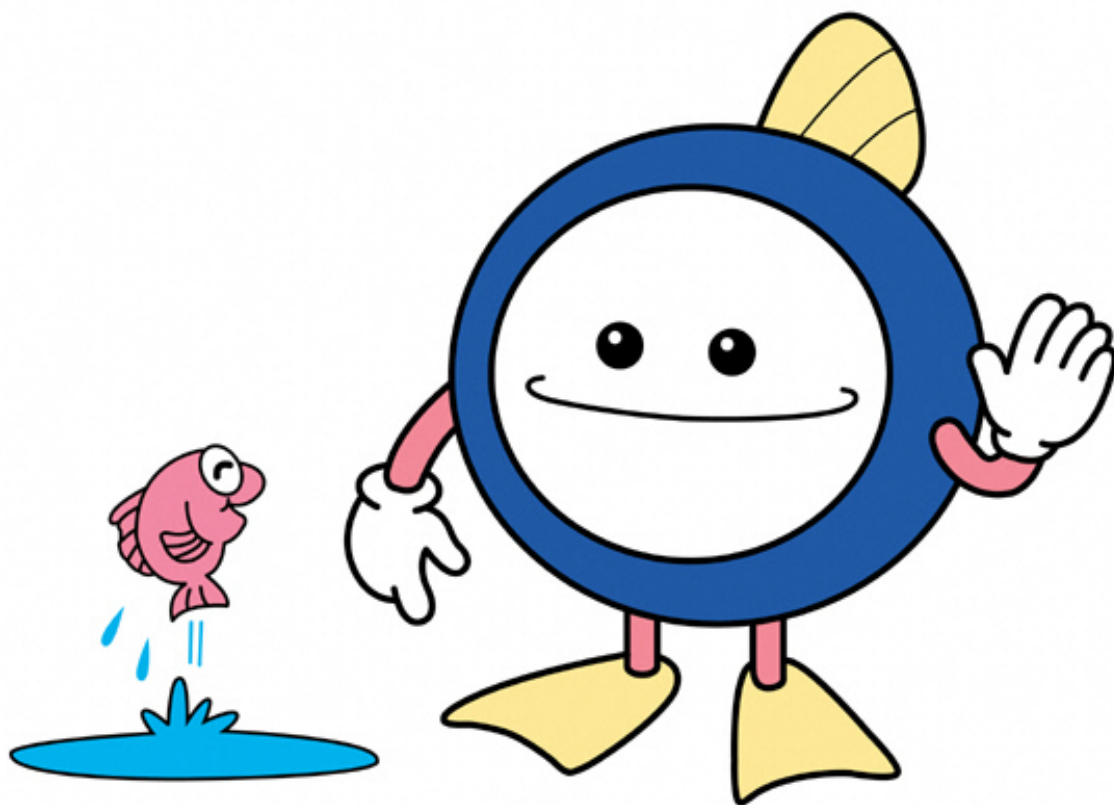


# 快適なくらしは 公共下水道事業から

受益者負担金制度について



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

三田市

# 【受益者負担金制度について】

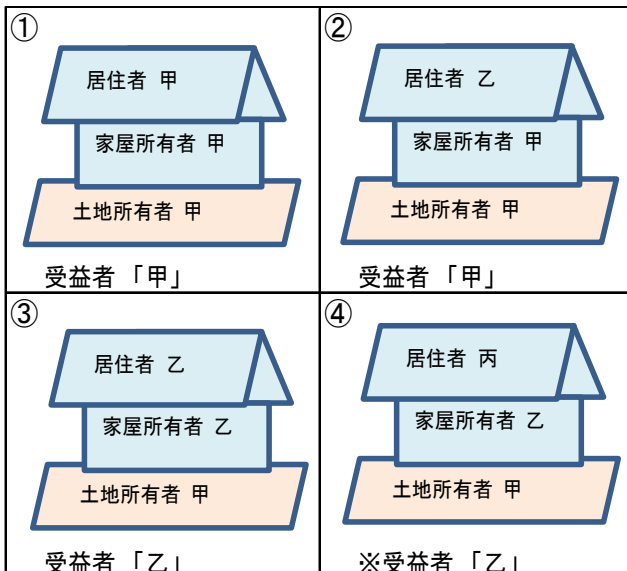
## 受益者負担金とは

公共下水道が整備されると、トイレの水洗化など生活環境が改善され、その土地の利用価値が上がります。そして、下水道は道路や公園のように誰もが利用できる公共施設と異なり、下水道が整備される区域の人（受益者）しか利用できないため、都市計画法に基づき土地の所有者など利益を受ける人（受益者）から整備費用の一部を負担いただくのが受益者負担金となります。

## 受益者とは

受益者（負担金を納めていただく方）は、原則として下水道が整備される区域内的の土地所有者となります。ただし、長期間にわたり土地を借りているなど、その土地に地上権や賃借権などの権利がある場合は、申告によりその土地の権利者が受益者となる場合もあります。

### 【受益者の認定例】



※但し、乙は甲との間に地上権等の権利関係を有する。

### 【所有権以外の権利者】

地 上 権	他人の土地を建物敷地として利用したり 竹木を所有するために使用する権利
質 権	担保として提供された土地を使用する権利
賃 借 権	土地を有償で賃借すること
使用賃借	土地を無償で賃借すること

## 負担金の受益者の申告

毎年6月に負担金を納めていただく区域（賦課対象区域）を公告し、その区域内の土地所有者に「受益者申告書」をお送りしますので、必要事項を記入のうえ、指定期日までに提出していただきます。

土地に対する権利者が受益者となる場合は、土地所有者との連署が必要となります。この申告書をもとに負担金額を決定しますので、必ず提出してください。

## 負担金の額

負担金額は、三田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例で  $1 \text{ m}^2$ につき 444 円と定めており、賦課対象区域に所有の土地の面積（公簿面積）に 444 円を乗じて得た金額となります。

【計算例】

$153 \text{ m}^2$ （約 46 坪）の土地を所有している方は、  
 $153 \text{ m}^2 \times 444 \text{ 円} = 67,930 \text{ 円}$ になります。（10 円未満は切捨てます。）

## 負担金の納付方法

負担金の納付方法は、負担金額を3年に分割し、さらに1年を4期に分けた計12回で納めていただきます。（一括で納めていただくことも可能です。）

上記の【計算例】の場合、第1期が5,670円、第2～12期が5,660円になります。（分割による端数は第1期で調整します。）

納付期日は、毎年次のとおりです。ただし、第1年目の第1期の納付期日は、7月1日～同月末日です。

	期 別	期 日
納 期	第1期	6月1日～同月末日
	第2期	9月1日～同月末日
	第3期	12月1日～同月25日
	第4期	翌年3月1日～同月末日

※期日が土日祝日の場合は翌日

納付は、市が発送する納付書により、指定金融機関等で納付していただくか、口座振替制度をご利用下さい。

※負担金を指定された納期限までに納付されない時は、遅滞日数に応じ、年14.5%の割合で延滞金が加算されます。（R6.8.1 現在）

## 受益者の変更

土地の売買などにより受益者に変更があった場合には、新・旧受益者が連署のうえ、すみやかに受益者変更申告書を提出してください。

この場合、申告書を受理した日以後の納期分の負担金は、新しい受益者が負担することになります。

したがって、届出がされない場合は、そのまま旧受益者が負担することになりますのでご注意ください。

また、受益者や納付管理人の住所に変更があった場合も届け出てください。

## 負担金の減免と徴収猶予

負担金は、賦課対象区域内の道路、河川などを除くすべての土地に賦課されますが、土地の利用状況などにより、市長が認めた場合は減免または徴収猶予されます。

該当する場合は、「受益者負担金減免（または徴収猶予）申請書」を提出してください。

### 【減免になる主なもの】

対象となる土地	減免率
消防団倉庫、自治会の集会所	100%
公道から公道へ通じる公共性の高い私道	100%
境内地、墓地	75%または
生活保護を受けている受益者	100%

### 【徴収猶予になる主なもの】

対象となる土地	猶予割合	猶予の期間
農地、池沼、山林、原野	100%	宅地化されるまでの間
児童福祉施設として借地又は善意の提供により設置された児童遊園地等の土地	100%	当該用途に供されている間
係争中の土地	100%	受益者が確定するまでの間

### 【受益者負担金に関するお問い合わせは】

三田市上下水道部経営管理課経営係

TEL 079-559-5120 FAX 079-559-0440

Mail keieikanri@city.sanda.lg.jp

### 【汚水柵設置、工事に関するお問い合わせは】

三田市上下水道部下水道課整備係

TEL 079-559-5122 FAX 079-559-0440

Mail gesuido@city.sanda.lg.jp

【R7.4.1 作成】